

建設局「週休2日制確保工事」実施要領の改定について

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくため、建設局では「週休2日制確保工事」等を実施しているところです。このたび、働き方改革に向けた取組の趣旨を踏まえ、建設局「週休2日制確保工事」実施要領の一部を下記のとおり改定いたします。

1 主な改定概要

1) 要領の名称変更

旧：建設局「週休2日制確保工事」実施要領

新：建設局「週休2日制確保工事（土木工事）」実施要領

建設局「週休2日制確保工事（建築工事）」実施要領

2) 対象工事の拡大

土木設備工事及び建築工事（建築設備工事含む）を新たに対象工事とする

3) 工事成績評定での加点評価の廃止

4週8休以上の休日率を達成した場合の工事成績の加点評価を廃止する

2 適用日

令和6年度4月1日より起工（決定）する案件に適用する

3 その他

- 実施にあたっては、『建設局「週休2日制確保工事」（土木工事編）実施要領』及び『建設局「週休2日制確保工事」（建築工事編）実施要領』に基づき行います。

実施要領は、東京都建設局ホームページから入手できます。

(<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/index.html>)

【問合せ先】

建設局総務部技術管理課 S0000402@section.metro.tokyo.jp